

平成 23 年 9 月 30 日

三井造船株式会社

コンプライアンス検証・提言委員会による提言書への当社の対応について

約 7 年前に起きた橋梁談合、し尿処理談合及び水門談合の三事件を契機として、当社はそれまでのコンプライアンス体制を見直し、談合の再発防止に全社を挙げて取り組んでまいりました。

今般、社外の専門家、有識者及び当社幹部社員から成るコンプライアンス検証・提言委員会の検証結果と提言書がまとまりました。

提言書の中で、「三事件以前に比べて、違反行為の未然防止と早期発見を図る体制が整備されるようになった。これにより、三井造船が談合・カルテル事件に関与する危険性は、以前よりも相当低下していると評価することができる。この間の、経営トップならびに従業員が一体となって整備したコンプライアンス体制は、違反行為を繰り返してきた事実を真摯に受け止めた結果であり、現時点において独禁法違反の防止策として重大な欠陥は見あたらないものと評価される。」との一定の評価をいただいたことは、経営者ばかりでなく全役員従業員にとって、これまでの取組が無駄ではなかったことの証しであると考えております。

当社はコンプライアンス体制の更なる強化を図るため、コンプライアンス検証・提言委員会から受けた 4 つの提言について、以下の対応を行なうことに致しました。なおコンプライアンス検証・提言委員会から受けた 4 つの提言の詳細につきましては、「コンプライアンス検証・提言委員会による三井造船株式会社のコンプライアンス体制の検証と提言」をご覧ください。

コンプライアンスの取組に終わりはなく、常に新たなリスクが発生する恐れがありますので、当社としましては、コンプライアンス検証・提言委員会から提示された提言内容を真摯に受け止め、今後とも現在のコンプライアンス体制を必要に応じてさらに改善し、一層のコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

提言① 経営トップの意思とその継承

平成 19 年以降、当社社長は年頭あいさつにおいて繰り返し、「談合なしに取れない仕事はやらない」と社内に向けて語っていますが、この社長メッセージを、本社ばかりでなく支社支店、グループ企業のすべての事業拠点に浸透できるための方策を検討し、実施します。

提言② 公共工事受注活動における統制活動の継続的強化

年月の経過とともに過去の談合事件が風化する恐れは常にあるので、二度と談合事件を起こさないために公共工事受注活動における統制活動の継続的強化について以下のとおり具体的に検討します。

②-1 「談合防止チェックリスト」のチェック項目について

平成 18 年度から行っている受注案件コンプライアンスリスクチェックシート及び談合防止チェックリストによるチェックを継続するとともに、より効果を上げられるようにフォーマットを適宜見直すことを検討します。

②－2 同業他社との接触のチェックの強化

同業他社との接触は、独禁法上のリスクを発生させる危険が大きいので、以下のような方策の導入を検討します。

(ア) 同業他社との接触の事前手続

入札の公示から開札までの間、同業他社との接触について、事前に上司に報告する手続を導入することを検討します。

(イ) 事後の報告の整備

事後報告となる営業週報の記載内容を適宜見直すことを検討します。

(ウ) 監査部による同業他社との接触の妥当性の審査

入札の公示から開札までの間、同業他社との接触の報告があった部門・部署については、最低、年に 1 回、その妥当性を監査部がモニタリングすることを検討します。

(エ) ジョイント・ベンチャー（JV）についての対応

JV の結成などに関する交渉には、独禁法に違反することのないよう、行動を律し、JV の相手方とは互いに「独禁法遵守」と「違反の場合の損害賠償」条項を盛り込んだ契約書等を必ず事前に取り交わすなどチェックを怠らないものとします。

②－3 監査部によるモニタリングの強化

自主チェックリストの内容に関わらず、モニタリングを行う、「抜き打ちのサンプリング調査」の導入を検討します。具体的な方法としては、年に数件を無作為抽出で選び、当該案件について、チェックリストの記述内容の検証（ヒアリング、データの確認等）を行うことを検討します。

②－4 営業部門の活動のチェックの強化

発注者や同業者との不適切な接触を防止し、談合の兆しを早期発見するために以下のとおり具体的に検討します。

(ア) 官庁 OB の受け入れについては、OB の就任時だけでなく、毎年、一年間の活動等のチェックを行うことを検討します。

(イ) 応札プロセスを重視した自主チェック

案件説明から応札価格決定に至る応札プロセスに対応した重層的なチェックを、必要に応じて対象部署を拡大して行うことを検討します。

(ウ) 従業員の電子メール等の確認を可能にする規則等の整備

監査部によるモニタリングや、違反の疑いのある行為を発見した場合の社内調査のために必要であれば、本人の同意を得ることなく従業員

の電子メール等の内容を確認できることを、社内規程で認めることを検討します。

提言③ リニエンシーによる早期離脱のための体制整備

(ア) リニエンシー制度に関する独立した社内規程の策定

万一、談合行為が行われている情報を会社幹部あるいはコンプライアンス事務局が得た場合、さらには立入調査を受けた場合には、迅速にトップに情報が集まり、顧問弁護士とも相談した上で、公取委へ課徴金減免を申請できるように、社内規程を整備し、体制を整えます。

(イ) 内部通報制度（ヘルプライン制度）の活用

三井造船で行われている内部通報制度が、独禁法違反の発見につながるよう、利用方法の改善及び通報の対象、利用方法などについてのさらなる周知徹底を図ることを検討します。

提言④ コンプライアンス教育の充実による役員・社員の意識の強化

役員、従業員の意識を継続して強化するためには、身近な事例を盛り込んだ事例集などを作成するとともに、講習会において、講師と受講者あるいは受講者同士による対話型形式やロールプレイなどにより議論を行い、受講者の参加意識を高めて、記憶に残るような講習会とすることを検討します。

当社はコンプライアンス検証・提言委員会から提示された提言書を真摯に受け止め、提言内容の具体化を検討したうえで必要に応じて実践し、1年後を目処に外部委員に対し、提言後のコンプライアンス体制の運用状況報告を行います。

以上